⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑾　技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。
⑿　技術提案の採否等　技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。
⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒁　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑴ⓑに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
　当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常ＪＶである場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部契約課調査係（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎８階　電話06―6942―1141㈹）においても当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⒂　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SAITO Hiroyuki Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of PC at Sugano viaduct (up) (A1-A2) in Kobenisi BP
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 8 August 2025
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 6 November 2025 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 6 November 2025 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 6 November 2025)
⑹　Contact point for tender documentation : FUJINO Asako the second subsection Chief the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―1―41, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。
令和７年７月８日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　酒井　浩二
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第 11 号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　令和７年度新門司沖濁り監視調査（電子契約対象案件）
⑶　業務内容　本業務は、新門司沖埋立事業の環境監視の一環として、周辺海域の現地測定、採水及び水質試験を実施するとともに、調査結果の記録整理及び解析を行うものである。
⑷　履行期間　契約締結日から令和８年10月30日まで
⑸　本業務は、技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）又は予決令第85条の基準に準じて九州地方整備局（港湾空港関係）が予定価格100万円以上1,000万円以下の業務に定めた価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定する総合評価落札方式においては、技術提案等の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
⑹　本業務は、低入札価格調査を経て契約した業務等（「調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した場合」を含む）について、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書の照査の有無にかかわらず、契約相手方の負担において第三者照査を実施することを義務づける試行業務である。
⑺　本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
⑻　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑼　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
⑽　本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。
　なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。
　40歳未満とは、公示年度の４月１日時点で満40歳未満の者とする。
　技術指導者の専任は求めない。
2　指名されるために必要な要件
⑴　入札参加者に要求される資格　技術提案書の提出者は、１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
１）単体企業
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　九州地方整備局（港湾空港関係）における令和７・８年度「測量・調査」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格Ａ等級の決定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）
　なお、当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、技術提案書の提出期限までに、当該資格の決定を受けていなければならない。
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
④　九州地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。
⑤　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
２）設計共同体　１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月７日付け九州地方整備局副局長）に示すところにより九州地方整備局副局長から令和７年度新門司沖濁り監視調査に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けている者であること。
　ただし、設計共同体としての資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。